

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で報酬が著しく下がる場合 「特例改定の延長」の対象期間が変更されます

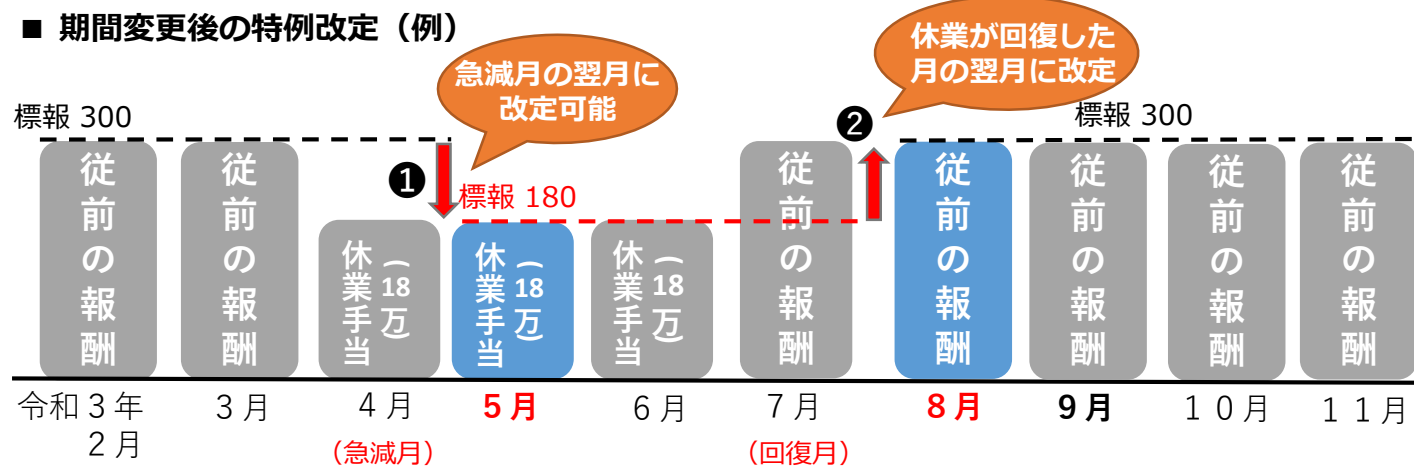
【旧】期間変更前

- ① 急減月（令和2年8月～**令和3年3月まで**の1か月で、休業により報酬が著しく低下した月）に受けた報酬の総額を報酬月額として算定し、急減月の翌月から、標準報酬月額を改定できます。
- ② 休業が回復した月における報酬の総額を基にした標準報酬月額が、2等級以上上昇した場合は、回復月の翌月から回復月における報酬の総額を基にした標準報酬月額に改定します。

【新】期間変更後

- ① 急減月（令和2年8月～**令和3年7月まで**の1か月で、休業により報酬が著しく低下した月）に受けた報酬の総額を報酬月額として算定し、急減月の翌月から、標準報酬月額を改定できます。
- ② 休業が回復した月における報酬の総額を基にした標準報酬月額が、2等級以上上昇した場合は、回復月の翌月から回復月における報酬の総額を基にした標準報酬月額に改定します。

■ 期間変更後の特例改定（例）



対象となる方

令和2年8月以降、休業により報酬が著しく低下した方の特例（次のすべてに該当する方が対象）

- ☐ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、**令和2年8月から令和3年7月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方**
- ☐ 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて**2等級以上下がった方**（固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象となります。）
- ☐ 本特例措置による**改定内容に本人が書面により同意している方**
※被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。
（改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。）
- ☐ **特例改定の延長及び定時決定の保険者算定の適用を受けていない方**

対象となる保険料

- ☐ 令和2年8月～令和3年7月までの間に休業により報酬等が急減した場合、その**翌月以降の保険料が対象**となります。

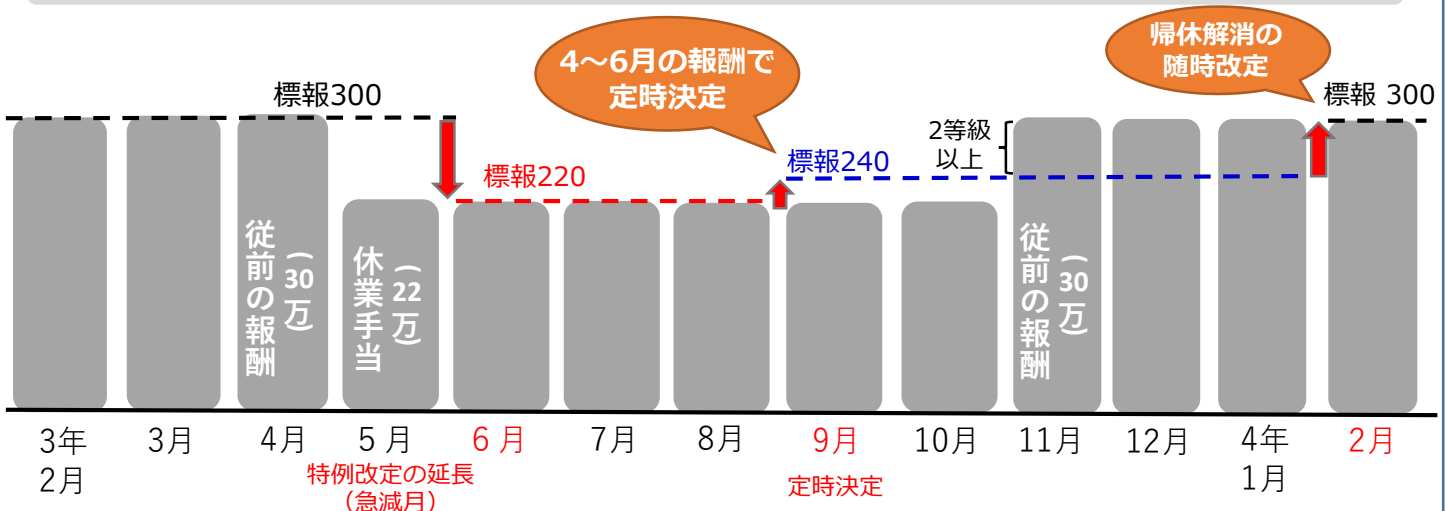
届出の期限

- ☐ 令和3年1～3月を急減月とした特例改定の場合は、**令和3年5月末日まで**
- ☐ 令和3年4～7月を急減月とした特例改定の場合は、**令和3年9月末日まで**

事例 1

■ 特例改定後に定時決定を行い、その後休業解消したケース

【例】 令和 3 年 5 月から休業、定時決定を経て、11 月に一時帰休解消のケース



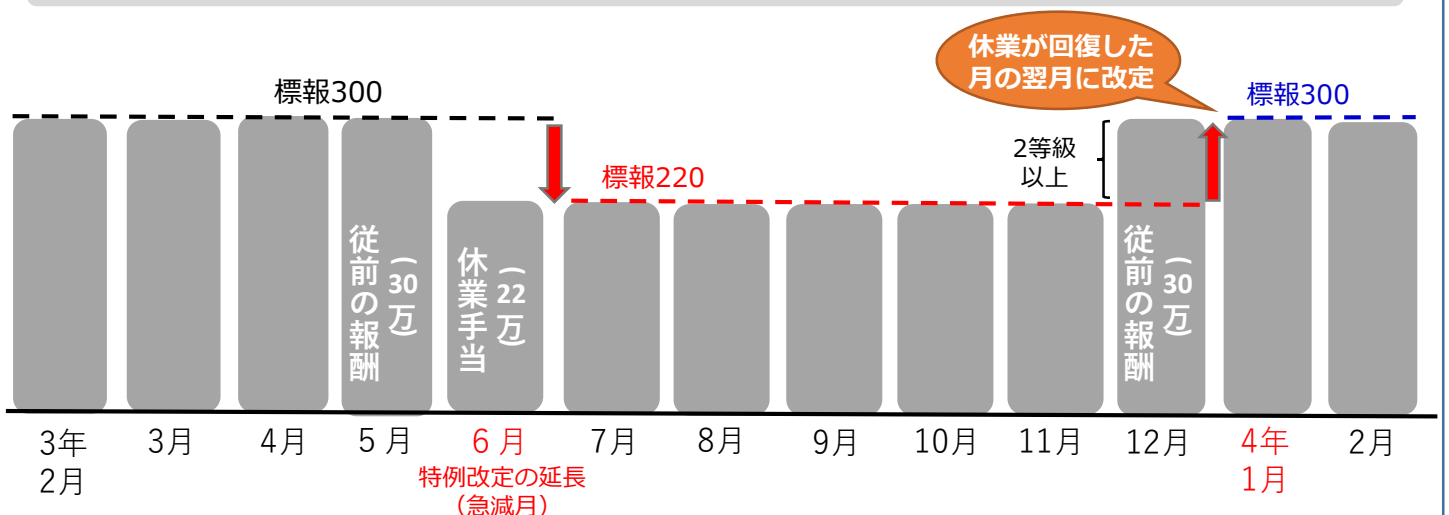
【今回の期間変更による対応のポイント】

- ◎ **令和 3 年 4 月または 5 月を急減月とした特例改定を行った後、休業が回復した場合の翌月改定の届出は、次の定時決定まで（この場合は令和 3 年 8 月まで）の間において一度限り行うこととなっています。**
- ・ 上記の例では、令和 3 年 5 月を急減月とする特例改定を行った後、令和 3 年 9 月に定時決定が行われます。その後同年 1 1 月に一時帰休が解消された場合には、一時帰休解消の随時改定を 4 か月目（令和 4 年 2 月）に行います。

事例 2

■ 令和 3 年 7 月に特例改定した後、休業解消したケース

【例】 令和 3 年 6 月から休業、12 月に一時帰休解消のケース



【今回の期間変更による対応のポイント】

- ◎ **令和 3 年 6 月または 7 月を急減月とした特例改定を行った場合、令和 3 年 9 月には定時決定を行わないため、次の定時決定まで（令和 4 年 8 月まで）の間において休業回復した場合には、休業回復による翌月改定を行うこととなります。**
- ・ 上記の例では 6 月を急減月とする 7 月の特例改定となり、一時帰休が解消した 1 2 月の翌月 1 月に改定を行うこととなります。
- ・ 休業回復の届出は令和 4 年 8 月までの間において一度限り届出ることとなります。